

災害で被災された皆さんへ

被災者支援を行います

県や市などでは、今年発生した台風第21号などの自然災害に対して、生活再建の支援金の支給や生活復興のための資金の貸付、住宅再建の融資に係る利子の一部助成などさまざまな事業を行っています。①～④平成30年7月豪雨、台風第20号・21号⑤台風第21号一で被災された人が対象です。※大阪府北部を震源とする地震での被害は対象外です。

① 住宅災害復興融資利子補給事業

ID 1014215

住宅再建に係る負担を軽減するため、融資に係る利子の一部を助成します。

◆建設が購入するとき

次の全ての要件を満たす人。
▽持ち家か借家が、全壊、大規模半壊、半壊のり災証明書
の交付を受け、解体された▽
市内で自らが主として居住する
ために500万円以上の融資を
受けて建設が購入する▽
新たな住宅の床面積が原則1
75㎡以下で建築基準法などの
法令に適合している。
◆補修するとき 図次の全
ての要件を満たす人。▽持
ち家が全壊、大規模半壊、半

壊、一部損壊、床上浸水のり
災証明書の交付を受けた▽自
らが主として居住するために
500万円以上の融資を受け
て被災住宅を補修する。

いずれも利子補給率は0
・63%（平成30年8月20日
時点）。利子補給限度額は、
建設が購入するときは215
0万円、補修するときは11
30万円。

◆必要書類 資金の使途申
立書、家屋補修などの見積書、
り災証明書など。

◆融資額

300万円以内
（最低10万円以上）。

◆必要書類 資金の使途申
立書、家屋補修などの見積書、
り災証明書など。

図次の全ての要件を満た
し、取扱金融機関が認めた
人。▽持ち家が全壊、大規模
半壊、半壊、一部損壊（損害
割合10～19%）、床上浸水（損
害割合10～19%）のり災証明
書の交付を各地域復興センタ
ーで受けたか、自家用自動車
に被害を受け、り災届出証明
書の交付を福祉課で受けた▽
市内に居住する満20歳以上▽
世帯主か主たる生計維持者で

② 被災者生活復興資金貸付金

ID 1013781

住宅や自家用自動車に被害

あり、前年総所得金額が73
0万円以下—など。

◆必要書類を持って直接市
役所北館3階福祉課☎648
9・6348（金融機関の締
め切りは来年3月31日まで）。

③ 被災者生活再建支援金

ID 1013821

被災者生活再建支援法の支
給対象にならない世帯に対し
て支援金を支給します。

◆支給額

左表の通り。

区分	金額
全壊	150万円
大規模半壊	75万円
半壊	25万円
一部損壊（損害割合10～19%）	15万円

◆必要書類 り災証明書・
住民票の写し、住宅の契約書
の写しなど。

図被災者生活再建支援法の

支給対象とならない全壊、大
規模半壊、半壊、一部損壊（損
害割合10～19%）のり災証明
書の交付を受けた世帯で、住
宅の建設・補修などを行う世
帯の世帯主。原則、持ち家の人

が対象です。

◆必要書類 全壊は1万円、
大規模半壊、半壊、一部損壊
（損害割合10～19%）は5千円。

◆必要書類 り災証明書の
原本と写し、本人確認ができ
るもの、印鑑、振込先の口座
の通帳の写し。

図全壊、大規模半壊、半壊、
一部損壊（損害割合10～19
%）のり災証明書の交付を受
けた世帯。

図12月3日～14日か来年2
月4日～8日に請求書に必要
書類を添えて直接社会福祉協
議会内共同募金委員会事務局
☎6489・3144。請求
書は同事務局にあります。

④ 兵庫県災害防護金

ID 1014411

被災された人に対して県か
ら災害防護金を支給します。

◆支給額

左表の通り。

区分	金額
全壊	20万円
半壊	10万円
一部損壊（損害割合10～19%）か床上浸水	5万円
重傷の被災者	3万円

図住家が全壊、半壊、一部
損壊（損害割合10～19%）、
床上浸水のり災証明書の交付
を受けた世帯主、重傷の被災
者（災害によって1カ月以上
の治療を要する負傷を受けた
人）。対象者には市を通じて
被災状況を確認し、県から通
知します。被災された人です
り災証明書の交付を受けていな
い人は、市で発行申請を行っ

てください。

◆不要。
図災害対策課☎6489・
6165か県庁健康福祉事
務所監査・福祉課☎07997
・32・0707。

⑤ 兵庫県共同募金会から見舞金を支給します

ID 1014406

台風第21号により市内の居
住する家屋が被災し、被害を
受けた世帯に対して見舞金を
支給します。受付窓口は社協
会館となりますので、ご注意
ください。

◆必要書類 り災証明書の
原本と写し、本人確認ができ
るもの、印鑑、振込先の口座
の通帳の写し。

図12月3日～14日か来年2
月4日～8日に請求書に必要
書類を添えて直接社会福祉協
議会内共同募金委員会事務局
☎6489・3144。請求
書は同事務局にあります。